

ており昭和51年度には56市町村となっている。

今後は、専任社会教育主事未設置町村の解消を図るとともに、文部省の市町村人口規模別社会教育主事必要設置数の達成を図る必要がある。

(2) 公民館職員

公民館職員は地域住民に対し実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、生活・文化社会福祉の増進に寄与することを主な目的とするものである。

昭和51年度における専任公民館長は116人設置されており、昭和41年度から昭和51年度までにおける推移状況は図3-2-2のとおり逐年上昇傾向にある。

また、公民館数に対する専任公民館長の設置率をみると昭和51年度は、51.8%とほぼ2館に1館の割合で専任公民館長が設置されている。

次に、公民館専任主事数についてみると、昭和51年度は287人の配置となっている。

専任主事数の推移を昭和47年度から昭和51年度までにおいてみると、緩やかな上昇傾向を示している(図3-2-3)。

また、昭和51年度における公民館1館当たりの専任主事数は1.25人となっており、昭和47年度から昭和51年度までにおける推移状況は図3-2-3のとおりである。

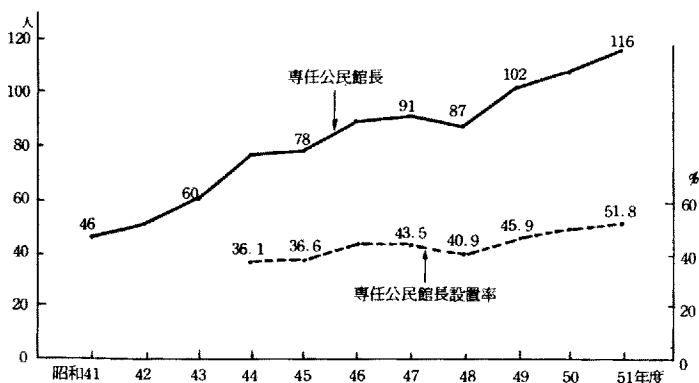
これから、公民館が社会教育における中心施設である以上住民の学習要求の多様化、高度化に対応しうる設置状況とはいえない。

従って、今後は、専任公民館長及び専任公民館主事の設置促進に努める必要がある。

(2) 図書館職員

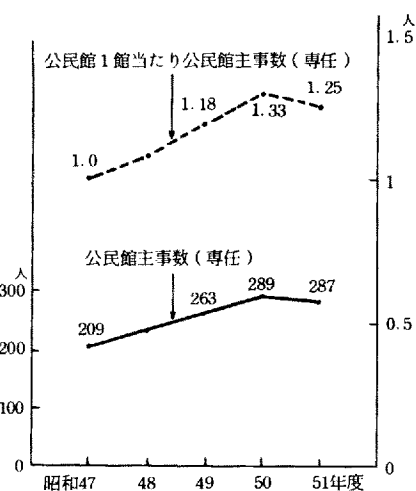
図書館職員は、住民への図書館奉仕のため重

図3-2-2 専任公民館長数及び専任公民館長設置率の推移



注：1. 「社会教育統計要覧」(昭41～昭51)による。
2. 設置率=(専任公民館長数)÷(公民館数)×100

図3-2-3 公民館専任主事数及び1館当たり公民館主事数の推移



注：1. 「社会教育統計要覧」(昭47～昭51)による。
2. 1館当たり主事数=(専任主事数)÷(公民館数)